

令和8年3月27日

入札参加者各位

鳥羽市総務課

鳥羽市建設工事等最低制限価格取扱要綱の改正について（お知らせ）

地方自治法施行令における少額随意契約の基準額が引き上げられたことに伴い、建設工事等における最低制限価格を設定する対象を下記のとおり見直しましたので、お知らせします。

この改正は、令和8年4月1日以後に、公告をする一般競争入札及び指名通知をする指名競争入札から適用します。

記

◎ 改正内容

(1) 最低制限価格設定対象工事の基準額

最低制限価格を設定する対象となる工事等について、予定価格の基準額を「50万円以上」から「100万円以上」に引き上げる。

担当 総務課契約管財係
電話 0599-25-1122